第1回滋賀県子ども若者審議会 ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会 概要

1 開催日時・場所

令和元年 7 月 12 日 (金) 10 時 00 分~12 時 00 分 大津合同庁舎 3 A会議室

2 出席委員 (五十音順、敬称略)

葛本茂樹、小林江里子、酒井左衛子、柴田智恵美、高橋啓子、谷口郁美、西田善則、 林一郎、幸重忠孝、湯室美世子

3 議題

- (1) 淡海子ども・若者プラン次期計画策定について 資料1
- (2) 淡海子ども・若者プラン次期計画検討の流れについて 資料2
- (3) 淡海子ども・若者プラン次期計画の概要について 資料3
- (4) 淡海子ども・若者プラン(現行計画)取組状況について 資料4
- (5) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会におけるとりまとめについて 資料 5

(事務局) 滋賀県子ども若者審議会規則第5条第7項において準用する第4条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となるところ、委員数11名中10名が出席していることを報告。

また、同規則第5条第2項の規定に基づき、審議会会長より高橋委員が部会長に指名されていることを報告。

(事務局) 資料 1 ~ 資料 3 により淡海子ども・若者プラン次期計画の策定、検討の流れ、および概要について説明。

(委員)2月に審議会が開かれていて、恐らくそこで次期プランの基本的な考え方的なところは議論されていると思う。資料3に全体の構成があり、この中で第3章に「子ども・若者育成支援の基本的な考え方」があるが、その中身は本日の資料のどこにあるのか、または、これから考えていくのか、という点質問したい。

(事務局)基本的な考え方については、各部会でそれぞれ分野ごとに検討していくこととしており、後ほど説明するが、資料5の「3.計画の目指す方向(基本的な考え方)」に示している。専門的な考え方もあるので、各部会から報告いただく形としている。

(部会長)前回の審議会のフィードバックを含めて再度お願いしたい。

(事務局)前回の審議会では方針までは議論しておらず、細かい基本的な考え方・方針

については各部会で検討いただき、結果を審議会に今後諮っていきたいと考えている。

(部会長) 今回も、複数の部会を開催し、現場等の問題点を吸収して、審議会に上げていくというやり方と思っており、数年に一度の開催であることから私自身非常に期待しているところ。前回の審議会では、ひとり親家庭実態調査の報告、部会メンバーに関する諮りがあり、中身については触れられていなかったと認識するが、事務局それでよいか。

(事務局) その通り。

(委員)子どもの貧困対策に関しては、既に6月に県にも通知が行っていると思うが、 法律が改正されている。私もこれに関わった経緯があり、それを踏まえた上でこの部会 でも議論していかなければならないと思う。このあたりは改正したものが素案の中に盛 り込まれているのか、あるいはこの点に関してはまだあまり検討されていないままの素 案なのかを教えて欲しい。

(事務局)6月に法改正があり、この改正については具体的な施策にまで落とし込めてはいないが、改正の理念、今の子どもの将来だけではなく、現在のことも大事にして、という点は今回の方針の中に若干反映している、という状況である。

(事務局) 資料4により淡海・子ども若者プラン現行計画の取組状況について説明。

(部会長)かなりの量を、急いた説明であったが、ここはもう少し詳しくといった点があれば質問をお願いする。先ほど委員がいわれたように、法律が変わっている点や、現場での感じが少し違っている点等。少し先のことになるが、教育の無償化の問題等もかなり影響を与えてくるのではないかと思うので、その辺りを。また個人の御意見を出していただく中で、どんなものでも構わないので、現場の声としてお聞きしたい。検討していただく間に私から。今回初めて出席いただいた委員もあると思うので、母子父子自立支援員は今何名いて、どういう方が仕事をしていただいているのか、分かる範囲で少し教えていただければ、よりイメージしやすいと思う。

(事務局)母子父子自立支援員は、県および各市において、母子父子寡婦福祉資金貸付金の相談に応じるほか、日常的にいろいろな、例えば就業の相談等に応じていただいている。現在19名おり、内訳としては県に3名、大津市2名、他の市に14名である。

(委員)施策の取り組み状況について資料 4 で報告いただいているが、県での取りまとめにおいて、各市町がいろいろな取り組みをいただいている部分について、これらは取り組みに含まれているのか、例えば大津市は中核市であるので別途ということで状況は

把握されていないのか、伺いたい。

(事務局)現在資料として配付している主要施策のところでは、このプランに基づき、 県としてどういった事業を実施したかという点で書かせていただいているので、市町の 取り組みについては含んでいない資料としている。

数値に関しては、中核市の大津市分は入ってないところがあるが、県内の利用者人数等 を記載している状況である。

(部会長) いろいろな施策をどの市も同じような形でやっているか、それとも凸凹があるのかということについて、私見であるが、やっているかどうか分からずに問い合わせてみて、やっていませんという応えが返ってくることがある。例えば、父子家庭へのフレンド事業について、県としては推進しているが、現実に、フレンド事業に立候補したいと学生が問い合わせると、今うちの市ではやってないということがあって、把握しにくい部分であると思う。

(委員) 県内どこの市町に住んでいても、計画に基づき推進するいろんな施策や、それぞれの市町の中で、事業が展開されるということを私たちは望んでおり、ただまだそれが全てにおいてそうでないということの実態がある中で、こういった報告を見て思ったので、よろしくお願いしたい。

(委員)私も今委員がおっしゃったところは同じように思っており、特にセーフティーネットである生活困窮者自立支援制度の中で、さまざまな状況の子どもたちも、その中で子どもの学習支援だけでなく、居場所づくり、家庭丸ごとの支援ということが言われて、そこはひとり親家庭とか、枠をなるべく作らないで、間口を広げるという支援策で国は取り組んでいると思う。その辺は、この資料の中では、県が所管することだけが表記されているが、これも本当に多様な展開があって、よい事例を知る上でも、全体把握が大事だと思う。

(部会長) NPOの活動は目覚ましいと思うが、委員からの情報提供があれば。

(委員)私は京都でNPO活動をし、滋賀に移った。全てのNPOの代表ではないので、一概に云うことは難しいと思うが、滋賀県は小さな民間団体が活動するのに、応援があまりされてない自治体だと思う。京都ではNPOに直接委託することが多く、その部分にある程度安心して、土台を構えて活動できたが、滋賀ではどうしてもボランティアで皆さん頑張ってくださいという、地域の草の根的な活動が活発な一方で、子どもの貧困対策や里親支援のところで、やろうと思ったときに、支える仕組が弱いと思う。滋賀に移って、ここは今奮闘していると思う一方で、お互いを助け合えるような場所がもっと必要だと思うのと、そこで質問であるが、先ほど話があったように、県内で、凸凹をしているなという実感であるが、いろいろな調査があると思うが、例えば、子どもの学習

支援は生活困窮制度の中で、ほぼどの自治体もやっているだろうなということは分かっているが、具体的に市町が直轄でやっている子どもの学習支援のスタイルもあれば、民間、企業に委託するパターンもある。

それから、滋賀県ではやっていない、それがいいかどうかの議論もあるが、いわゆるバ ウチャー型という形で、どこかに子どもを集るスタイルではなく、ひとり親家庭や生活 困窮の家庭には塾や習い事で使えるような、いわゆるチケットを配付し、利用できると いうスタイルもあると思うが、滋賀県内のどこの自治体でやっているとか、そういうの を一覧、まずは県のほうで整理してもらえないかなと思う。そうすると、その中で、み んなで問題ごとに手をつなげる。子ども食堂ではネットワークができていて、100近い 子ども食堂があっても、それぞれの状況が分かる一覧があって、どこがやっているのだ なと分かるが、学習支援に関しては、学校もそうだと思うが、教育委員会は自分の自治 体で中学3年生の学習支援をしているのを、学校の先生自身が知らなかったりとか、一 方、学校が学校で教育のカテゴリーの中で、例えば隣保館があるような地域であれば、 週末は同じように無料の学習支援をやっているところもあるし、どのスタイルでもよい と思うが、いわゆる無料で学習支援をしているのがどこの自治体で、利用ができると。 隣保館も以前はどうしても地域の子どもだけというイメージがあったが、今はほぼ学区 のしばりなく参加できますというのがスタンダードになっていると思うので、その辺り が我々、関わっている人間もそうであるが、やはり一番は、子どもや親たちが、パッと 見て、勉強のことで困っていて、うちの自治体であればここに問い合わせればいいだと か、それぞれの企業の強さもあるし、民間は民間の強さもあるし、直轄事業は直轄事業 の必要性があると思うので、県として検討していけるとよいと思う。学習支援に関して は情報がなく、子ども食堂は社協中心に一つのネットワークができているのかなという ところで、学習支援に関しては同じようにネットワークがなく、苦戦していると思って いる。

(部会長) たくさんの情報に感謝する。これだけの意見が出てくることは非常に頼もしく、これを吸収させていただき、まとめていく中で活せればと思う。学習支援の問題、ネットワーク化の問題、それから各市町の情報の問題、幾つも出てきたと思う。また後ほど時間があるので、次に次第5の説明をお願いする。

(事務局) <u>資料 5</u>により、ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会におけるとりまとめ(素案)について説明。

(部会長) この時間がメインになろうかと思うので、時間をかけて御質問、御意見をいただけたら。

(委員)少し、ハローワークの就労の取り組みについてお時間をいただきたい。 日頃から、ハローワークの窓口では、ひとり親家庭の就労支援をさせてもらっているが、 特に、8月に、児童扶養手当の現況届を提出される期間に、ひとり親の就労の支援の強化として、出張ハローワークを行っている。この取り組みは年々広がっているが、昨年度、出張ハローワークは、29名の方が来られ、9名の方の就職が決定されたが、そのうち正社員の就職は4名ということで、正社員の方は少ない状況にある。

次に、一般職業紹介状況について資料を持ってきた。県内の雇用情勢について、有効求人倍率 1.35 ということ、たくさん仕事があるのではないかということで、皆さんお考えかと思うが、業務の統計主要項目があり、こちらを見ていただくと、先ほど有効求人倍率 1.35 と申し上げたが、正社員の有効求人倍率は 0.82 とある。これは統計をとり始めてから一番高い数字ではあるが、1 人に対して、一つないということで、正社員に関しては厳しい状況にある。特に、女性が希望される事務職に関しては、恐らく 0.4 とかもっと厳しい数値が想定される。

正社員として勤務していただくことが、安定就労に繋がっていくことと考えており、正社員への近道というか、有効な手段というのが我々の訓練と考えている。特に2年間の訓練、保育士といった専門的な知識をとってもらう訓練もあり、民間への委託訓練には3カ月から6カ月の訓練コースも多数、設定をされている。また、ものづくりコースといった訓練コースもあるので、広く知っていただき、活用いただきたいと考えている。滋賀県とは、一緒に広く、県民の方に知ってもらうような努力をさせていただいており、本日御出席の皆さんにも、職業訓練があるということを、支援する方への情報提供を含めて、お願いしたい。

(委員) 正社員で身分がしっかりと確保されていることも大事だと思うが、就職後の追跡調査をされているかどうか。例えば、資格を持って頑張っておられても、いろんな家庭の事情で続けられないとか、何らかの事情で勤務が続けられなかったといった、追跡調査をされているか、伺いたい。

(委員)国の方でも定着支援に取り組んでおり、就労支援ナビゲーターが電話や手紙といったツールにより、今どうされていますか、といったこと、働いてもらったら終わりではなく、今は定着してもらうことに力を入れており、引き続き、取り組んでいきたいと思っている。

(部会長) 働き方改革も影響が出てくるであろうか。例えば嘱託などで不安定雇用だった人が 5 年経ったことによって、働き続けられるのか、任期切れになるのかといった影響が出てくると思う。

ほかに、今のところはボリュームが大きいので、それぞれの立場で気が付かれたところで御質問をお願いしたい。

私から一つ、ひとり親家庭のところで「真の自立」という言葉が出てくる。普通の自立と「真の自立」について、コンセプトをしっかりしておかないと、「真の自立」という言葉を使う以上は、何をプラスして「真の自立」というのかは大事なところである、コンセプトをまた説明していただければと思う。ほかに御質問等どうぞ。

(委員)ひとり親家庭福祉推進員をしている。サポートしているひとり親の中には、急にひとりになって、小学生のお子さんを学校に通わせながら、正職員として働いているが、正職員として働くということはすごく難しい、子どもを迎えに行かなければならない、夏休みなどがある、預けるには8時半には送っていかなければならない、それまでの時間はみていただけないといった問題もあり、就労支援も大事であるが、急にひとり親になる方もおられる中、そのあとの相談支援、手を差し伸べることが大事である。

(部会長)正社員になられる支援も大切だとは思うが、正社員の方が一人になられたときにどういう支援するか、ハローワークだけではなく、例えば保育園の問題とか、なかなか0歳児からは預かっていただけないとか、園の方も子どもの負担も考えたらどうかとか、あと、放課後児童クラブの問題とか、その辺のことも含めてということである。

(委員) 市であり、行政側としてひとり親になられた方に対し、母子支援、プログラム 策定員ということで就労支援を窓口に相談に来られた方に対応している。

中でも、生活の安定というところが最も大きなところであり、就労支援については、就 労の計画を立てるプログラム策定員が中心となって相談に応じている。

本市では、ハローワークとの連携、窓口に来られ、いろいろと相談を持ってこられるので、就労もあれば育児や、小中学生の子どもを抱えておられる場合であれば、登校の関係等いろいろな相談があるが、就労については、例えば収入を増やしたい、それからパートから正社員になりたいとかいろいろな相談があるので、細かく希望も含め聞き取った中で、どうしても収入を上げたいという希望もあり、ハローワークの求人でもなかなか条件、時間や休日、いろんな部分で条件に合わない方もおられる。

本市では平成 28 年度から、福祉事務所内に職業安定所のような機能も持ち合わせて、ハローワークと連携し、新たな企業の開拓をし、福祉事務所で対応をさせてもらい、企業にも行って、こういう方の希望ありますけど、働く場を設けてもらえませんでしょうかと、職場開拓し、課題等を抱えておられる方々への就労を、福祉事務所で開拓し、本年の5月末現在登録事業所数が151社ある。職種もさまざまで、サービス業、製造業等々いろいろな職場に及んでおり、そういう中で、就労については、ハローワークではなかなか安定した職場を見つけてこられない方が窓口にこられるので、そういった方に対して職場を紹介し、場合によっては面接にも同行している。

就職後、長くのフォローアップまでは難しいが、ある程度みさせていただき、何とか定着していただけるように、といった動きを、本市ではさせていただいている。

(部会長)フォローアップもやっているという市の御説明をいただいた。トータルな相談相手ということで民生委員の方からどうか。

(委員)恐らくここで実施していただいているのは、本当にシングルになることが確定 してからの施策になる。シングルになる理由はざまざまであるが、ある日急に、母子家 庭になってしまったということは多々ある。そうなったときに、今5時間のパートには出ているが、実際にシングルになってしまった後、これからの生活をどうしようか、ということになる。それでいろんなところを回るが、まだ確定してないというところで、すごく大変で、一方で、子どもたちの生活はそこでずっと続く。だから、そこは非常に難しいだろうとは思いながら、これを前倒しするような施策が出来たらいいなと、児童扶養手当などもやはり確定しなければ出ないので、例えば児童手当の振込が御主人への振込であれば、それを奥様に変えるということはできないと聞いているが、一方で生活が苦しく、保険を取り崩したりとか、いろいろなことを聞く。早く確定したほうが少しでも楽になるのかと考えたり、制度のはざまの部分ですごくしんどい思いをしてらっしゃる方がいる。

(部会長)母子家庭になるであろう予定の人もいらっしゃって、しんどくて、駆けずり回ってどうにもならなかったというのが新聞記事にもあり、いかに総合的なものが必要かというところでは、DVの場合もそうであるが、どこもやはり領域ごとに分けるのは難しく、いろいろと被っている。ご意見感謝する。

学校の方で子どもの貧困等はどのような状況であるか。

(委員)まず、子どもの能力および可能性を最大限に伸ばす教育支援ということで、学校教育のことをたくさん入れていただいていることに感謝する。

ただ気を付けてつけていただきたいのが、どこか頭の中に、ひとり親家庭には経済的に 恵まれない、子どもたちの学力が低いという先入観が入っているのではないかというと ころ。実際に教育機会を与えられないことは学校現場でもあるが、必ずひとり親家庭の お子さんの学力が低いかというと決してそんなことはないため、一般に読まれた方がひ とり親家庭はやはり学力が低いという印象を与えるような表現は望ましくないと思う ので、その点の配慮はお願いしたい。現在そうした表現があるわけではないが、どこか にそうした思い込みがあるのではないかというところがあるので、お願いしたい。

資料には、SSWさん等も、増やしていますと書いていただいているが、現場としては、 もっと来ていただきたい、要請してもすぐには来てもらえないという状況である。

現場では、需要があるので、もっと報告書に書いていただき、どんどん言っていただけるとありがたいと思う。

それから、働きたくても、学童クラブ、児童クラブがない状況、夏休み、お盆の間は預かってもらえないというのが実情。

特に今年の 10 連休で、預かってもらえないが、働かざるを得ないということも実際起こっているので、学童クラブだけの問題でもなく、保育園、子ども園のことに関しても、同じくなかなか預かってもらえなという現状もある。

それから、学校を子どもの貧困対策の拠点と位置付けることはすばらしい御意見だと思っている。ただ、学校には、地域と学校を結ぶという地域コーディネーターという制度 を、生涯学習課から何年か前に提案していただき、現存するが、家庭教育支援コーディネーターという役職はなく、教育相談担当がそれに当たっているという状況である。こ こに書いてあることを全て情報提供するとか、なかなかホームページもどこに書いてあるのかわからず、何が書いてあるかわからないという場合は、やはり直接アドバイスをいただくことが有効な手段ではないかと思うので、そういったコーディネーターの養成もあわせて、できればと思うし、何よりも現場は人がいなくて、本当に困っている状況であるので、学力補充にしても、もっとたくさん人がいれば、助かるということもあるので、先ほど申し上げた家庭教育支援コーディネーター的な役割も一人専従職員がいれば、いろんな各方面を進める。それから、先ほど情報がいろいろばらばらになっているというところで、親は隣接市の状況を知らなくても、住んでいる市のどこにどういう補助ができるということさえ分かっていればよいので、そういうことを教員が分かっていて、お母さんこういうこともあります、こういう所に行かれたらどうですか、とかいうような形でできればと思っているので、案内の拠点を学校に置くという意見に関しては、替成であり、ぜひ進めていただきたいと思う。

(部会長)ひとり親家庭の子どもの学力が低いのではないかという先入観や偏見を持っていただきたくない点は当然そうであろうと思うし、ひとり親家庭がみな貧しいわけでもない。ここで大事なのは、例えば、ひとり親家庭の親が、以前は高校を出してやりたいというのがお母さん方の願いであった時代から、今は大学・大学院に行かせてやりたいと思っているということを考えると、例えば国公立なら入れるが、私学だととてもお金が出せないという状況は今現在まだあり、ということは普通にお金があれば滑り止めとしてここも受けようという中で、国公立を落ちたら他はないみたいな、そういうところで奨学金制度などもこれから多少は時代の流れとともに変わっていかなければならないと思っているが、現状に合わせた制度が柔軟に変わっていけるかどうかというところがあったりするので、その辺も含めて、学校がバックアップしていかないといけないのと、それから無償化の問題がどのような影響を与えていくのか。しっかりみていかなければいけないかなと思うが、子どもの貧困を滋賀県でカウントしてないというのは何かやりにくい雰囲気があったのか。

(事務局)国に対して、滋賀県のデータをくださいというお願いはしたが、全国的にも、サンプル数が少なく、統計的にも、表に出せる数字ではなく、各都道府県の数字は出してもらえないという国からの回答があったところ。

(委員) もちろん、国の調査の中の滋賀県の情報を欲しいというのも一つの方法であると思うが、自治体できちんと調査をされている、滋賀県内にも実態調査をされているところもあると思うが、県がそれをなぜしないのかっていうのは、事務局というより、知事であり、やると決めた自治体はやっている。一方で、やっている中身をみると、いわゆる調査会社を入札にかけて、その一番安いとこに調査させるような自治体では、非常に粗悪な調査結果が出て、数字だけがひとり歩きするという自治体もあると思う。あと、郵送調査、アンケートで、郵送で返してくださいというものでは実態は出ない、というのはもう、もう明らかに証明されているので、確実にきちんとした調査結果が欲しけれ

ば、自治体が、所得の情報や、ひとり親であるとか戸籍上の情報をクロスすることによってはじめて実態調査が、モデルだよということでやっている自治体が大阪や沖縄、他の自治体でもやっていると思う。それを滋賀県でできていない点はおそらく関係者も、もやもやしている。それは知事がやると言ったら部局がするのであれば、この検討部会が、やはりそれはやらなければならないと言わなければ進まない話だと思う。知事が言わないから、事務局提案がないから、委員会を開いているけれどそんな声が上がってこなかったからとなってしまうので、やはり、ここの一つの意見として、この5年間のどのタイミングでもよいと思うが、県として、それも郵送の方法による、ぼやっとした調査ではなく、実態により近い調査をきちんとしたことを、提案して計画化されていったら、それが実現していくと思う。部会長の疑問は、この、検討部会の総意として、審議会の方に上げていったらよいのではないかと。

(部会長)私たちの役割としては、そういう現場の熱い思いがないと、なかなか子ども 一人一人に届かないと思う。まだ御発言いただけてない方で何かあれば。

(委員) 小学校で支援の仕事をさせていただいていることもあり、実際、子どもたちと日々接する中で、ひとり親とかいうことではなく、今はほとんどの方が働いておられる。お母さんに時間的にも余裕がなくて、子どもへの、いろんな支援も少なくなってきているのが現状なのかと、子どもの姿を見ていて感じることが、たくさんある。ひとり親のいろいろな相談窓口もあるが、例えば土日どちらかでも窓口を開設しているのであろうか。どうしても平日にお仕事をされていたら、平日に行ったりすることはできないと思い、そういう意味では、先ほど先生がおっしゃられた、学校を、やはり親御さんは、学校とは少なからず関わりを持たれているので、やはり学校に、一人そういう方を置いていただいて、先生を通して、そういうお母さんが、何でも、子どものことを相談ができる、そういうことを、お話を聞かせていただいて、窓口としてはお母さんがやはり一番気軽に相談できる場所でもあるし、あえてやはりそうしたところに行くということ自体がおそらく大変なお母さんにさらに負担になってくると思うので、やはり学校という場を、そういうことを含めて相談できる場にしていただくことがよいのではないかと感じるところ。

あと、放課後の児童クラブ等もあるが、今実際には高学年になってくると、自分から行きたくないとか言っていかない子も多くおられ、そうすると、5年、6年からと中学生、この辺の放課後の支援というか、そこをまたもう少し何かできないかと感じているところ。

(部会長)放課後児童クラブについては、高学年の子どもさんは学校で随分疲れている上に、そこでまた上の役割を求められて、そういうのがかなりしんどい状況にある。放課後児童クラブの現場の方は本当に頑張っているが、立場が微妙で、学校の先生ではないので、子どもたちにしてみたら、先生は先生だから少し辛抱しているけど、放課後になると、もう普通のおじいちゃんやおばあちゃんじゃないか、偉そうに言うな、みたい

な感じもあったりして、非常に大変なところを、社会の中の大人の支援として頑張っていただいて、一つの課題がやはり学習支援かなというふうに私も思っている。

子どもたちは本当に閉塞感で学校の延長で、しかもやり方を教えてくれる先生ではないというところのジレンマも指導者自身がお持ちになって頑張っていただいている中なので、そのあたりもまたこういう問題に、幅広くかかわっていく中の一つかと思うので、言っていただいた内容を活かせていけたらいいなと思う。

審議会に移っても、結局ここでの審議、ここでの意見、ここでの熱意が伝わっていくことが一番大事なことなので、おっしゃっていただければ。

(委員) 冒頭で少し質問したように、この計画全体の基本的な考え方もボトムアップで持ち上がって作っていくとのことであったが、事前に資料をいただいたときには報告書の素案という形で、成文化されたものが来たので、全体を見通して課題の設定とそれに対応したものが見通せる資料があればありがたかったと思った。

資料 3 でいうと、第 3 章に、上げるべき基本的な考え方があって、この、ひとり親家庭支援·子どもの貧困対策の具体的な、課題設定、そして対応策となっていると思うが、それが、この冊子状態で文書が細かく書かれているが、スケルトンというか、全体が見通せる資料を。

今日の資料では、大事なこと、柱、見取り図をつくって、事務局で先ずこれを作られた と思う。ここに至るまでに全体の見取り図があるのではないかと思う。目次を見れば分 かるが、見取り図から来る考え方があって、見取り図、概要版といった資料。

(部会長)本当は全体を説明していただくことになっていたが、次第5の議論を膨らませたいがためにちょっと全体の説明をはしょってしまい、申し訳ない。

(委員)淡海子ども・若者プランについての説明は、プランは見ているので、結構であるが、新たにつくる計画の概要というなら、全体を見通せるものがあった方がよい。

(部会長)各部会で、今必要なものはこんなことといったことを、皆さんの御意見いただいて、今後審議会で全体の中で、それぞれの部会でいただいた御意見を踏まえて、ということであるが、やはり最初にこのような方向に向かうというのが、あってもよいという御意見だと思う。

(事務局) 事務的な作業が追いついておらず、申し訳ない。

(委員)具体的に一つだけ。滋賀県は人口増になったというのが新聞で出ていた。年少人口と外国籍の方が増えているという特徴が、他府県と違う滋賀の特徴だと思う。そうした中で、この部会の中で考えていく、課題として考えていくときに、ひとり親家庭の支援・子どもの貧困対策という二つの柱を建てることももちろん必要だが、例えば、そこに子どものこと、それから、子どもの支援、子ども自身の支援、それから親御さんの

支援、そしてその地域のまなざしや、地域の中で人がどう関わっていけるかという、取り組みの部分というように、横断的に、施策の推進について、一つ柱を立てて柱の三つ目として、地域ぐるみ、そういう包括的な視点で、考えていくことができたらと考える、抽象的な言い方で申し訳ない。

(事務局)資料2により、現在4つの部会でと申し上げたが、子どもとしては全ての部会にかかわってくる形であり、外国人の関係、全体的な人口増、保育、学校教育の場面でも、いろいろかかわってくる。

子ども・子育て支援検討部会でも現在議論をしており、それぞれの部会から意見が出て きて、報告をまとめていただいて、審議会にかける段階で、大きく整理をさせていただ けたらと考えている。

(部会長) 4部会が割と対等に話しているというよりは、これは柱でしかなくて最初に申し上げたように、これをやろうと思うと、もちろんDVも入ってくるし、いろんな要素が入ってくるので、それらを各部会が膨らませながらやっているので、重なっているところもあるし、抜け落ちるところがないように広げていって、場所的にまとめていこうとしているところであるので、多分これだけしかやらないとかいうことではなく。また審議会を経て、その辺の柱立てをしていただきたいと思っている。

これは後でよいかなと思ってしまったのだが、事務局より、子ども・若者プランの説明 はあるか。

(事務局)追加の説明としてはないが、全体は資料3に示すところであるが、ご不明点 等があればお伺いし、事務局の方で答えさせていただくので、随時いただければ。

(部会長) 今、委員から御指摘があった、もう少しいろんな視点を取り組みの中に入れて、この縦の切り方の部会ではなく、もっと相談とか、一人の人を中心に広がっていくような放射型の考え方もあっていいのではないかということかと思う。

審議会の中でも、こうした考え方を活かさせていただき、面で切り取らないよう、スクランブルにやっていけたらと思っている。

他に何かこう自分の現場でこういうことが起きています、というのがあれば。

(委員) ひとり親福祉推進員を平成 22 年からさせていただいているが、学校の先生方がひとり親福祉推進員を御存じでなく、ほかの活動をしている委員さんにお聞きしても、一緒に活動できたらいいなと言われることが多い中で、この審議会の県の部会の説明の中でも、はっきりとひとり親福祉推進員の活動を期待されているように書かれている。サポート定期便についても書かれていて、ひとり親の方の就労支援や、子どもさんの支援など、とてもよいことが書いているが、欲しいと言われる方のうちにだけお運びしている。欲しいとおっしゃるひとり親さん方は、私たちから見て、ほかの委員さんも言っておられているが、もう大変だという御相談を受けるような御家庭の方はきっと少ない。

困っておられ、御相談を受けたい方は、私は生活支援員もしており、困っておられるということで回ってはいるが、そういう方の家庭にはこのサポート定期便はもっていかない、持っていけない。このそのサポート定期便は、できたら、郵送する形をつくっていただきたいなと思い、活動報告にも書くようにしているが、ひとり親福祉推進員というのがあるのだということを、皆さんに知っていただいて、書いていただきたいと思い、これは言って帰ろうと思っていたので、よろしくお願いしたい。

(部会長)確かに、情報が行き渡ってないなっていう点は、私もカウンセリングを通して思うことがある。こういう制度があって、例えば2年間で修了されれば、お仕事につくことができますよということを言うとびっくりされるケースがある。

今のたたき台の中に、県から市も巻き込んでという感じであるが、県としての役割分担というところで、もしかしたら事務局のほうで、県の役割と市に期待するところというところを少し鮮明にされたほうがいいのかなと思う。

連携しましょう、一緒にやりましょうというと、虐待の場合もそうであるが、見守りましょうというので終わってしまったりすることがあって、連携という時は、うちはこれとこれをやります、そのかわりに、こちらはこれとこれをやってくださいと、はっきり了解し合えるのが連携だろうと思うので、市町と連携して県がやるというのは大事なことだが、県でしかできないことがあると思うので、そこらを明確にしていただきたい。

(委員) 市にやはり力があると思うので、その辺の活用を具体的に、何を支援すれば市がやりやすいのかというところの精査をぜひお願いしたい。

やはり情報が、私もいろんな母子家庭さんの関係をやっているので、お母さんと子どもさんの家庭で孤立をさせてはならない。少しでもいろんな情報を伝えて、何かで困っているようであったら、そのことで悩み、それから、これ、母子だけで、家の中に閉じこもることをさせてはならないということで、いろいろ行事をしようと思ったときに、個人情報保護の関係で、母子福祉推進員さんも筆頭に、どこにどういう方がお住まいで、どういう事情を抱えておられて、行ってあげたいのだけれども、状況が分からないという中で、どんな活動を、いろいろ工夫しながらやられているかと思うが、そのことを思うと、各市町との連携という辺りを、私ももっと具体の部分で、しっかり役割分担をしていただきたいので、サポート定期便も、14,000 ほどのひとり親世帯がある中で、2,500部、お届けしましたよということでは割合としては、そこまでしか入ってないということである。あと、200~250万円の本当に少ない収入の中で頑張っているっていうところからするとすれば、もっとそこにお届けするには、一人一人に送ってほしい。

いつでも何かあったらどうぞと、心配することなく相談に来て、各市町の中に、母子福祉推進員がいらっしゃる、社協さんを窓口でも、いろいろな形で支援をもらえますよと、相談してもらえるよという安心を届けてほしいなと日頃から思っているので、そういう意味も、含めて、いろいろなところの連携というとこで、自主的にそれが成り立つようなネットワーク作りをもっともっとやって欲しいと思う。

(委員)最初に確認しておくのがよかったが、やはり大事なのはここの部会で、どこにどう到達していくのかっていうのが、私も初めて関わったので、様子を見ながら参加したが、限られた時間の中で、しかも5年間これが決まったら触れないという計画なので、実際私も京都から来たときにはもうこれで決まっていたので、これとちょっと正直ごめんなさい、非常に子どもの貧困に関しては、時間がなかったのでしょう、国のものがコピー・ペーストされたもので、非常にこの5年間は動きにくかった。

だから企業のそれぞれの活動も知りたいし、うちのNPOで反省もしたいが、この 2時間の中でそこにやっぱり重きを置くのではなく、残り 2回、3回あるのであれば、やはりこの5年間の計画、つまり5年後がどこに行っているのかと、5年後は我々はわかりませんけれど、事務局はほとんどの方が変わってくると思うが、やはりその時に、この県の中での取り組みが残っていかないと意味がないのかなと、そしてそれが前進していかないと意味がないのかなと思うので、本来はやはりこの5年間の評価がなかったこと自体が、入り口ではよくなかったのかなと、5年やっていってどれだけこの計画に基づいて、ひとり親家庭・子どもの貧困対策に成果があったのか、国も最低限、そこからスタートしている。

国で、数値が上がったと思うがどう思われますということを言われたので、言いたいこ とを言ったが、ここも同じ役割だと思っている。やはり言ったことはある程度今回法改 正でもきちんと組み込まれていたのには、感動したので、やはり、今皆さんそれぞれの いろんなものを背負ってこられていると思うので、何か、現状のいろんなことを県のこ とをしゃべるのもいいのですが、最終的にこの計画に反映されて、やっぱりこの5年間、 5 年後、変わっていくようなことが、今、この数カ月で何ができるのかを考えないとい けないのかなと思っているので、そう考えると実はもう2カ月でできることは正直限ら れていると思っているので、今回ここに結構盛り込みたいことを私は強く思っているの で、今おっしゃったように、やはり、市町の役割も明確でないし、お互いがやってくれ るよねとか、予算がないし、といったことを言っていますし、教育に関して言えばもう 明確ですが、小・中学校は市町の方で動いておられますし、高校は県立だから県で、そ の県の計画は、その内訳に対してある程度提言してやってもらえるように動きやすくな るようなものを作って、また一方では、高校に対してのアプローチっていうのが、中で 見たときにやはりまだまだ弱い。 でも県のこの計画で出したらこれできるわけですよね、 県教委さんのほうで動いてもらえば、お金つけて計画に基づいてということがあるので、 何かできることになるような計画、皆さんお忙しい中来られて、意見を言ってよかった なとか、委員会もやらないといけないからやりましたではなく、やはり計画ができて、 滋賀県すごいなと、ひとり親家庭や貧困家庭の子どもたち、家庭が、一歩でも二歩でも よくなるように。残り数回のプランを最初に提示してもらったほうがよかったなと思っ た。今日が1回目で、あと残り2回で終わらせようと思っているのか、1回で終わるこ とを思っているのか。この2時間で終わらないならある程度こちらも宿題で読み込んで 出さないと。事前にも送らせてもらって、当日資料でチェックしてもらうほうがいいと 思うので、その進行の仕方のことを次回以降検討してもらって、本当に皆さん現場で御 苦労されているので、私もそう思っていますけど、一歩でも二歩でもわかるような計画

づくりになるような、残りの審議、この部会の進行、それからそのための資料の辺り、 確認して進めていけたらいいなと思っている。

(部会長)過去5年間の評価ができていないわけではないが、恐らく提示させていただいても、ひとり親家庭の一人一人の方が、これをやってくれたから今私たちはこうあるな、という風に体感していただくかどうかというところまでは到達しない可能性もあるので、私たちが委員として選ばれてここにいるということは、それが体感温度で伝わるような施策を展開していただきたいという思いからだということを、今おっしゃっていただいたんのだと思うし、これが部会の心意気であるという風に、まとめさせていただいて、第1回目、本当にいろんなところで、もっとこうしたらっていう前向きな御意見いただきましたので、ありがたく頂戴し、次回に進めていきたいと思う。

(以 上)